

(医療機関向け)

海老名市帯状疱疹ワクチン接種助成事業の手引き

(第2版)

令和6年4月1日

海老名市保健福祉部健康推進課

带状疱疹ワクチン接種助成事業の手引き

海老名市带状疱疹ワクチン接種助成事業については、この手引きをよくお読みいただいた上で、実施していただきますようお願いいたします。

1 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和6年3月31日以前の接種については対象外となります。

2 対象者

海老名市に住民票を有する方で、接種日当日に50歳以上の方

3 接種費用

接種費用は、下表の助成額を差し引いた金額となります。実施医療機関ごとに設定している金額によって接種費用が異なるので御注意ください。

使用ワクチン	助成額
ビケン（生ワクチン）	3,000円
シングリックス（不活化ワクチン）	10,000円

例1 ビケン（生ワクチン）を8,000円（税込み）で設定している場合

接種費用（助成前）8,000円	－	助成額 3,000円	
			= 接種費用（助成後） 5,000円

例2 シングリックス（不活化ワクチン）を22,000円（税込み）で設定している場合

接種費用（助成前）22,000円	－	助成額 10,000円	
			= 接種費用（助成後） 12,000円

4 申込方法

医療機関に直接申込み

※予診票は、受診者に事前に送付しておりません。販売元業者が発行している予診票を販売元業者又は医薬品卸業者からお取り寄せの上御使用ください。

5 受診回数 ※本助成事業を1度でも使用した場合は、助成の対象となりません。

(1) ビケン（生ワクチン）

生涯1回

(2) シングリックス（不活化ワクチン）

生涯2回

※シングリックス（不活化ワクチン）1回目を実施期間前に接種し、2回目の接種日が実施期間以降であれば2回目のみ助成可能となります。詳しくは下表を御覧ください。

6 予診票等必要書類について

詳細は、次のとおりとなります。

予防接種予診票	販売元業者が発行している予診票を御使用ください。
委託料請求書兼 請求内訳書	参考様式は別添のとおりです。 Excelファイルを市ホームページに掲載しております。 あらかじめダウンロードいただき、御利用いただくことをおすすめします。 ※必要項目を満たしていれば、本様式でなくても請求可能です。

7 実施手順

詳細は、次のとおりとなります。

1	<p>対象者が医療機関にて受診</p> <p>※身分証明書等（運転免許証等）で、海老名市に住民登録があることを確認してください。確認が取れない場合は、健康推進課（046-235-7880）までお問い合わせください。</p> <p>※<u>過去に海老名市で1度も助成を受けたことがないことを確認してください。（予診時の確認・市役所への事前確認等）</u></p>
2	<p>受診者に予診票の記載をお願いしてください。</p>
3	<p>予診票を元に予診を行い、接種をしてください。</p>
4	<p>接種終了後、予診下部に接種日・ワクチンのLot No. 等必要事項を記入し、必ず<u>コピーをワクチンの被接種者に渡してください。</u></p>
5	<p>医療機関ごとで設定している、接種費用（助成前）から助成費用を差し引いた金額を被接種者から徴収してください。</p> <p>※<u>生活保護受給者、非課税世帯等の免除規定はございません。</u></p>
6	<p><u>委託料請求書、被接種者の予診票（コピー可）</u>を接種日の翌月10日までに御請求ください。</p>

8 受診料免除について

本事業に関する、免除規定はございません。

9 委託料（助成額）の請求について

委託料請求書、被接種者の予診票（コピー可）を接種日の翌月10日までに御請求ください。

※過去に海老名市で助成したことがある場合や他市在住、転出者は、助成対象となりません。

支払いの対象外とし、請求額を調整させていただきますので御注意ください。

10 事業実施に係るQ & A

Q 1 健康被害発生時の対応方法について

A 1 本事業は、予防接種法に基づく定期接種以外の予防接種となるので、本接種で生じた健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、当事者が自身で請求することとなります。詳細については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構「救済制度相談窓口」に相談してください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構「救済制度相談窓口」

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話：0120-149-931 月～金 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

Q 2 被接種者が本事業により過去助成を受けていたことや他市在住者、転出者であったことが、請求後に判明した場合について

A 2 対象者で無い方については、委託料をお支払いすることができません。後日、過誤請求とし請求の合計額から差し引きを行うか、差し引きができない場合は委託料を返還していただきます。そのため、本事業による接種の前に被接種者・市に確認を取るようになしてください。

Q 3 シングリックス（不活化ワクチン）の2回目接種までの期間の数え方について

A 3 民法第140条の「初日不算入の原則」に基づき、接種日当日を「0日」とカウントし、接種日から2か月後に接種を行います。



※2月には31日がないため、2月最終日の翌日=3月1日となる

Q 3 シングリックス（不活化ワクチン）の2回目接種が2か月を越えてしまった場合について

A 3 シングリックス（不活化ワクチン）は、標準として1回目の接種から2か月後に2回目の接種を行います。1回目の接種から2か月を超えた場合であっても、6か月後までに2回目の接種を行います。

Q 4 シングリックス（不活化ワクチン）の1回目接種から2か月未満で接種した場合の請求方法について

A 4 2か月未満の接種は、委託料をお支払いすることができません。

Q 5 シングリックス（不活化ワクチン）の接種の際に1回目と2回目が年度を跨いでしまう場合について

A 5 接種月ごとに御請求いただきますので、本事業を実施がされていれば年度を跨いでも問題ありません。

Q 6 年度の途中で带状疱疹ワクチンを開始したい場合について

A 6 海老名市医師会との契約を変更する必要があります。契約の変更方法等については、市又は海老名市医師会にお問合せください。

<事務処理についてのお問合せ>

海老名市健康推進課

電話 (046) 235-7880